

なぐわし公園整備運営事業

事業契約書（案）

令和7年12月19日

川越市

なぐわし公園整備運営事業 事業契約書（案）

- 1 事業名 なぐわし公園整備運営事業
- 2 事業場所 川越市大字鯨井 1216 番地
- 3 事業期間 令和8年●月●日～令和24年3月31日
(ただし、引渡予定日 令和11年●月●日)
- 4 契約代金額 ₩【〇〇〇〇】－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額₩【〇〇〇〇】－)
(ただし、その内訳金額は別紙7に記載するところによるものとし、契約代金額は別紙7に従い、改定される。)
- 5 契約保証金 第92条に定める履行保証保険の締結を条件として免除する。

市（発注者）と事業者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業契約の締結を証するため、本事業契約書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

なお、本事業契約は、PFI法第9条に基づく川越市議会の議決を得た場合には、これを本契約とみなすものとし、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業に関し、市の議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、市（発注者）は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、これについて損害賠償の責は負わない。

令和8年●月●日

発注者 住所 川越市元町1丁目3番地1

名称 川越市

川越市長 森 田 初 恵

事業者 住所

名称

代表取締役

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 (定義)	1
第2条 (目的及び解釈)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (本事業の概要)	1
第5条 (事業日程)	1
第6条 (費用負担及び本事業の資金調達)	1
第7条 (第三者の使用)	2
第8条 (許認可、届出等)	2
第9条 (第三者に生じた損害)	2
第10条 (解釈及び適用)	3
第11条 (責任の負担)	3
第12条 (臨機の措置)	3
第13条 (保険の付保等)	3
第14条 (要求水準の変更等)	3
第2章 事業用地の使用.....	4
第15条 (事業用地の使用)	4
第16条 (新設公園施設の建設業務の実施にかかる土地の使用)	4
第17条 (契約終了時の取扱い)	4
第18条 (事業用地等の契約不適合責任)	4
第3章 統括管理業務.....	4
第19条 (統括管理業務の実施)	4
第20条 (統括管理責任者)	5
第21条 (統括管理業務計画書の提出)	5
第22条 (業務報告書等の提出)	5
第23条 (セルフモニタリングの実施)	5
第4章 施設整備業務.....	5
第1節 総 則.....	5
第24条 (施設整備業務の実施)	5
第25条 (業務責任者等の配置)	5
第2節 設計業務.....	6

第26条	(設計業務の実施)	6
第27条	(事前調査業務)	6
第28条	(設計図書の変更)	7
第29条	(設計図書及び工事完成図書等の著作権)	7
第30条	(著作権の侵害の防止)	7
第31条	(特許権等の使用)	7
第32条	(設計状況の確認)	8
第3節 改修・建設業務	8
第33条	(整備施設の改修・建設)	8
第34条	(施工計画書等)	8
第35条	(整備施設の改修・建設に伴う近隣対策)	9
第36条	(市による説明要求及び建設現場立会い)	9
第37条	(工事の中止等)	9
第38条	(備品等の設置業務)	10
第39条	(事業者による完成検査)	10
第40条	(市による整備施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付) 10	
第41条	(整備施設の引渡し)	11
第42条	(契約不適合責任)	11
第43条	(工期の変更)	12
第44条	(整備施設の引渡し遅延による費用負担)	12
第4節 工事監理業務	12
第45条	(工事監理業務の実施)	12
第46条	(工事監理業務計画書及び工事監理業務報告書の提出)	12
第5章 開業準備業務	12
第47条	(開業準備業務の実施)	12
第48条	(開業準備業務計画書の提出)	13
第49条	(マニュアルの整備・更新)	13
第50条	(業務報告書の提出)	13
第6章 維持管理・運営業務	13
第1節 総則	13
第51条	(指定管理等)	13
第52条	(指定管理者による管理等)	13
第53条	(手続規定等の遵守)	13

第54条	(利用者等に対する指導)	13
第55条	(総括責任者、業務責任者及び業務担当者)	14
第56条	(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	14
第57条	(本施設に係る光熱水費の負担)	14
第58条	(市による説明要求及び立会い)	14
第2節 維持管理業務	14
第59条	(維持管理業務の実施)	14
第60条	(維持管理業務基本計画書の提出)	15
第61条	(年度業務計画書の提出)	15
第62条	(長期修繕計画書等の提出)	15
第63条	(業務報告書の提出)	15
第64条	(本施設損傷時の取扱い)	15
第65条	(事業期間終了時の引継ぎ業務)	15
第3節 運営業務	16
第66条	(運営業務の実施)	16
第67条	(運営業務基本計画書の提出)	16
第68条	(年度業務計画書の提出)	16
第69条	(業務報告書の提出)	16
第70条	(利用料金等)	16
第71条	(物品販売・飲食業務及び自主運営事業)	16
第72条	(自主運営事業の一部又は全部の終了)	17
第7章 民間収益事業（任意）	17
第73条	(民間収益事業)	17
第8章 サービス購入料の支払い	17
第74条	(サービス購入料（統括管理業務）)	17
第75条	(サービス購入料（施設整備業務）の支払)	17
第76条	(サービス購入料（開業準備業務）の支払)	17
第77条	(サービス購入料（維持管理・運営業務）の支払)	18
第78条	(サービス購入料の減額及び改善勧告)	18
第9章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等	18
第1節 契約期間	18
第79条	(契約期間)	18
第2節 整備施設引渡し前の契約解除等	18

第80条	(整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	18
第81条	(整備施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)	20
第82条	(整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等)	20
第83条	(整備施設引渡し前の不可抗力による契約解除等)	21
第3節	整備施設引渡し以後の契約解除等.....	21
第84条	(整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	21
第85条	(整備施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)	22
第86条	(整備施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)	23
第87条	(整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)	23
第4節	事業関係終了に際しての処置.....	23
第88条	(事業関係終了に際しての処置)	23
第89条	(終了手続の負担)	24
第5節	モニタリング及び要求水準未達成に関する手続.....	24
第90条	(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	24
第10章	表明・保証及び誓約.....	24
第91条	(事業者による事実の表明・保証及び誓約)	24
第11章	契約保証金.....	25
第92条	(契約保証金)	25
第12章	法令変更.....	25
第93条	(通知の付与及び協議)	25
第94条	(法令変更による増加費用又は損害の扱い)	25
第13章	不可抗力.....	26
第95条	(通知の付与及び協議)	26
第96条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	26
第14章	その他.....	26
第97条	(公租公課の負担)	26
第98条	(疑義についての協議)	26
第99条	(融資団との協議)	26
第100条	(秘密保持)	26
第101条	(個人情報の保護等)	27
第15章	雑則.....	27

第102条	(請求、通知等の様式その他)	27
第103条	(延滞利息)	27
第104条	(協力義務)	28
第105条	(準拠法)	28
第106条	(管轄裁判所)	28

別紙 1 用語の定義

別紙 2 本日程表

別紙 3 事業者が加入する保険

別紙 4 土地無償貸付契約の様式

別紙 5 設計図書

別紙 6 保証書の様式

別紙 7 サービス購入料の構成及び支払い方法等

別紙 8 モニタリング、サービス購入料減額及び契約終了に至る流れ

別紙 9 法令変更による増加費用の負担割合

別紙 10 不可効力による増加費用の負担割合

なぐわし公園整備運営事業 事業契約書（案）

川越市（以下「市」という。）及び●●●（以下「事業者」という。）とは、なぐわし公園整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結した。

第1章 総 則

（定義）

第1条 本事業契約において使用する用語の意義は、別紙1に定めるとおりとする。

（目的及び解釈）

第2条 本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本施設が都市公園及び行政サービス施設としての公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設整備業務
- (3) 開業準備業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運営業務
- (6) 民間収益事業（任意）

2 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を遂行しなければならない。

（事業日程）

第5条 事業者は、本事業を別紙2の本日程表に従って遂行する。

2 事業者は、本日程表に定める各業務の開始予定日に各業務を開始できないと認めるとき又は各業務の終了予定日までに各業務を完了することができないと認めるときは、各業務の開始予定日又は終了予定日の30日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。

3 事業者は、本日程表に定める各業務の開始予定日に各業務を開始できない場合及び各業務の終了予定日までに各業務を完了することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

（費用負担及び本事業の資金調達）

第6条 本事業の実施に関する一切の費用（統括管理業務、施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらに付随・関連する一切の費用を含む。）は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。

- 2 事業者は、本事業に係る資金調達に関して、PFI 法第 16 条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努めなければならない。
- 3 市は、事業者が PFI 法第 16 条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、市の本施設に係る国庫補助申請及び起債に伴う図書、資料等を市のために作成しなければならない。

(第三者の使用)

第7条 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、基本協定書に記載された業務を受託すべき事業者の構成員又は協力企業以外の者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。また、事業者は、市の承諾を得て、かかる第三者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせた場合、市の事前の書面による承諾なく、当該委託又は請負の内容を変更してはならない。

- 2 本事業の全部又は一部の第三者（事業者の構成員及び協力企業を含む。）に対する委託又は請負は、本事業契約の定めに従い、すべて事業者の責任及び費用負担においてこれを行い、かかる第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなす。事業者は、かかる第三者の責めに帰すべき事由により、本事業に関連して事故又は事件その他市又は第三者に損害が生じる事態（以下「事故等」という。）が発生した場合には、事業者の費用負担及び責任において、当該事故等の内容及び原因その他の事項を市に説明し、関係書類を提出しなければならない。
- 3 事業者は、構成員又は協力企業が事業者から受託し又は請け負った各業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは（以下当該第三者を「下請負人」という。）、当該下請負人の名称その他必要な事項を市に通知しなければならない。
- 4 事業者は、特別の事情があると市が認めた場合を除き、構成員又は協力企業をして、社会保険等未加入建設業者に施設整備業務のうち温水利用型健康運動施設の改修業務及び新設公園施設の建設業務並びに維持管理業務のうち修繕・更新業務を委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 市は、市の承諾に基づき、事業者が本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において、かかる第三者がその業務を行うに不適当と認めたときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる第三者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。

(許認可、届出等)

第8条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。但し、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、市が要請した場合には、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、市の責めに帰すべき事由による場合は市が当該増加費用を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第 12 章又は第 13 章の規定に従う。

(第三者に生じた損害)

第9条 事業者が本事業を実施する過程で、又は実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければなら

ない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

- 2 事業者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第13章の規定に従う。

(解釈及び適用)

第10条 市と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

- 2 本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定、募集要項等に対する質疑回答、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本件提案と要求水準書の内容に差異があり、本件提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で本件提案の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第11条 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。

- 2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本事業の実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会い又は事業者から市に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、事業者はいかなる本事業契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会い又は報告、通知もしくは説明等を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第12条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市と事業者で協議のうえ、合理的な範囲で市が負担する。

(保険の付保等)

第13条 事業者は、本事業の実施に関し、別紙3に定める期間において別紙3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。

- 2 事業者は、前項により加入した保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、加入後速やかに市に呈示し、その原本証明付き写しを市に提出しなければならない。

(要求水準の変更等)

第14条 市は、本業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知のうえ、その対応について協議を行ったうえで変更するものとする。

- 2 本事業について増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由 (①市の指示又は請求 (事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。) 及び②募集要項等の不備又は市による変更 (事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。) を含む。) により、合理的な

- 増加費用又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する（サービス購入料の改定による場合を含む。）。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第12章又は第13章の規定に従う。
- 3 本事業契約に基づき事業者に生じた増加費用又は損害を市が負担する場合、当該増加費用又は損害には、帰責事由等にかかわらず、事業者（本事業にかかる各業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

第2章 事業用地の使用

(事業用地の使用)

- 第15条 事業者は、事業用地において、本事業関連書類に従い、本事業を実施する。
- 2 事業者は、本事業の各業務の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。事業者は、本事業契約において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。

(新設公園施設の建設業務の実施にかかる土地の使用)

- 第16条 事業者は、新設公園施設の建設業務の実施にあたり、市と別紙4の様式に従った土地無償貸付契約を締結の上、事業用地のうち必要な範囲（以下「貸付用地」という。）を無償にて使用することができる。但し、新設公園施設の建設業務に要する仮設資材置場等の確保は、貸付用地以外の場所を利用して行う場合には、事業者の責任及び費用負担においてこれを行う。
- 2 新設公園施設の建設業務の実施期間中の貸付用地の管理は、事業者が、善良な管理者の注意義務をもってこれを行う。
- 3 事業者は、民間収益事業に関する使用料及び別途合意する場合を除き、本事業のための事業用地の利用に関して、使用料又は地代等を支払うことを要しない。

(契約終了時の取扱い)

- 第17条 本事業契約の終了等により事業用地の全部又は一部が不用となった場合において、当該不用となった事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）とともに、当該事業用地を原状に修復し、市に明け渡さなければならない。

(事業用地等の契約不適合責任)

- 第18条 市は、新設公園施設の建設業務において使用する範囲の事業用地を現状にて事業者に引き渡す義務を負う他、事業用地に関する一切の契約不適合責任を負担しない。
- 2 市は、温水利用型健康運動施設及び既存公園施設を現状にて事業者に引き渡す義務を負う他、本施設に関する一切の契約不適合責任を負担しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業用地に関して、埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染等の事業用地の瑕疵で募集要項等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者に直接生じた合理的な増加費用は市が負担する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、温水利用型健康運動施設及び既存公園施設に関して、募集要項等及びその他事業者が知り得る情報から合理的に推測し得ない瑕疵に起因して事業者に直接生じた合理的な増加費用は市が負担する。

第3章 統括管理業務

(統括管理業務の実施)

第19条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務を行うものとし、統括管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、統括管理業務を、統括管理責任者および本件提案において統括管理業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(統括管理責任者)

第20条 事業者は、本事業の各業務の全体を把握し調整を行う統括管理責任者を1名配置しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、原則として構成員から選出するものとし、選出にあたっては、本事業契約の締結日後速やかに市の承認を得るものとする。
- 3 事業者は、統括管理責任者の変更を可能な限り避けるものとし、やむを得ず変更する場合においても、業務の質の維持、向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うとともに、事前に市の承認を得るものとする。
- 4 統括管理責任者と個別業務の総合責任者の兼務は原則として認めないものとするが、本施設に常駐する等合理的な理由があると市が判断した場合はこの限りではない。

(統括管理業務計画書の提出)

第21条 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った統括管理業務計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得るものとする。

- 2 事業者は、統括管理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を市に提出して協議を行い、変更内容について市の承認を得るものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 事業者は、統括管理業務計画書に基づき実施した業務内容について、年度報告書を作成し、毎事業年度終了後60日以内に市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、毎事業年度終了後90日以内に、当該事業年度にかかる計算書類、事業報告、附属明細書及び監査報告（会社法上作成が義務付けられる場合は会計監査報告及びキャッシュフロー計算書を含む。）を市に提出しなければならない。

(セルフモニタリングの実施)

第23条 事業者は、各個別業務を開始する30日前までに（事業契約締結後直ちに開始する個別業務については本事業契約の締結日後速やかに）、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った各個別業務にかかるセルフモニタリング計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得るものとする。

- 2 事業者は、セルフモニタリング計画書に基づき各個別業務についてセルフモニタリングを実施し、その結果についてはセルフモニタリング報告書を作成し、各個別業務の業務報告書と併せて市に提出しなければならない。

第4章 施設整備業務

第1節 総 則

(施設整備業務の実施)

第24条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、整備業務を行うものとし、整備業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、施設整備業務を、本件提案において施設整備業務にかかる各業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(業務責任者等の配置)

第25条 事業者は、施設整備業務の全体を総合的に把握し調整を行う施設整備業務総括責任者及び施設整備業務にかかる各業務の区分ごとに総合的に把握して調整を行う業務責任者

- をそれぞれ定め、各業務の開始前に統括管理責任者が確認のうえ、市の承認を得るものとする。施設整備業務総括責任者及び各業務責任者を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 施設整備業務総括責任者と各業務責任者は兼務可能とし、設計業務責任者と工事監理業務責任者も兼務可能とする。

第2節 設計業務

(設計業務の実施)

- 第26条 事業者は、本事業関連書類に従い、定められた内容を満たす範囲において、市との協議に基づき、自らの責任及び費用負担において、温水利用型健康運動施設及び新設公園施設（以下総称して「整備施設」という。）にかかる設計業務を行う。事業者は、設計の内容及び進捗状況に関して、定期的に市と打ち合わせを行わなければならない。
- 2 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに、本件提案及び前項に基づく協議の結果をもとに、要求水準書記載の設計業務着手前の提出図書を提出した上で、整備施設の基本設計を開発し、その進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、各整備施設の基本設計完了時に別紙5-1記載の基本設計図書を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 3 事業者は、市から前項に基づき次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、各整備施設の実施設計を開発し、かかる実施設計の進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、実施設計完了時に別紙5-2記載の実施設計図書を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 4 市は、前2項に基づき事業者より提示された設計図書が本事業関連書類又は市と事業者との協議において合意された事項に従っていないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに設計図書の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 6 設計業務の第三者への委託は、第7条に定める条件に従う。
- 7 設計業務に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更是除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は増加費用が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間各本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により整備施設の設計に遅延が生じ、設計費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第12章又は第13章の規定に従う。

(事前調査業務査)

- 第27条 事業者は、すでに市が行ったものを除き、施設整備業務に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。事業者は、かかる調査を行う場合、調査の日時及び概要を市に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、第1項に定める調査を実施した結果、市が本事業の募集要項等において提供した事業用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、

その対応につき協議する。なお、市が提供した事業用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。

- 3 事業者は、第1項に規定する事業用地に関する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 4 市は、必要と認めた場合には隨時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

（設計図書の変更）

第28条 市は、前条に定める場合のほか、本工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。事業者は、市から当該変更要請を受けた日から14日以内に、市に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 事業者は、前条に定める場合のほか、市の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

（設計図書及び工事完成図書等の著作権）

第29条 市は、設計図書等及び建築著作物としての整備施設について、市の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等又は整備施設が著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が設計図書等及び整備施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならず、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
 - (1) 設計図書等及び整備施設の内容を公表すること。
 - (2) 整備施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 整備施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 整備施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。但し、予め市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は整備施設の内容を公表すること。
 - (3) 整備施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

（著作権の侵害の防止）

第30条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び整備施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第31条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。

（設計状況の確認）

第32条 市は、整備施設が本事業関連書類に基づき設計されていることを確認するために、整備施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、隨時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力をを行い、又、設計者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前2項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

第3節 改修・建設業務

（整備施設の改修・建設）

第33条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本日程表に則り、本事業関連書類に従って、温水利用型健康運動施設にかかる本引渡予定日までに、温水利用型健康運動施設の改修業務にかかる本工事を完成の上、第41条に基づいて温水利用型健康運動施設の改修部分を市に引渡し、その所有権を市に取得させる。

- 2 事業者は、自らの責任と費用負担において、本日程表に則り、本事業関連書類に従って、新設公園施設にかかる本引渡予定日までに、新設公園施設の建設業務にかかる本工事を完成の上、第41条に基づいて新設公園施設を市に引渡し、その所有権を市に取得させる。
- 3 本工事の施工方法その他本工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任においてこれを定める。
- 4 本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき理由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、募集要項等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は建設費用が増加した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間各本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第12章又は第13章の規定に従う。

（施工計画書等）

第34条 事業者は、要求水準書記載の各整備施設にかかる本工事の着工時の提出図書を、本工事開始の30日前までに市に提出する。

- 2 事業者は、本日程表に従って、本工事の工程の詳細を月間工程表及び週間工程表にまとめた上で、これを市に提出する。事業者は、かかる工程表に従って本工事を遂行する。事業者は、かかる工程表に変更が生じた場合には、速やかに市に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、本工事の現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかにこれを開示する。
- 4 事業者は、要求水準書記載の本工事の施工中の提出図書を要求水準書に定められた時期に市に提出する。
- 5 市は、事業者から施工体制台帳の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求める

ことができる。事業者は、市が要請した場合には、速やかに、施工体制台帳の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を行う。

(整備施設の改修・建設に伴う近隣対策)

- 第35条 事業者は、各整備施設にかかる本工事の開始に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要等の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、本工事の施工にあたって、要求水準書に定める条件、基準、及び手続を遵守しなければならない。
 - 3 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
 - 4 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ない限り、第3項の近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。但し、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、市は、事業者と協議の上、事業計画の変更を検討する。
 - 5 第3項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、市及び事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
 - 6 第3項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用（第3項の近隣対策の結果本引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。
 - 7 前項にかかわらず、本施設を設置・運営すること自体に対する又は市が定めた施工に関する条件等に起因する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。又、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用は、市がこれを負担する。

(市による説明要求及び建設現場立会い)

- 第36条 市は、本工事の進捗状況について、隨時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。又、市は、整備施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、整備施設の改修・建設について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して中間確認を求めることができる。
- 2 市は、各整備施設にかかる本工事開始前及び本工事の施工中、隨時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
 - 3 市は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、隨時、本工事に立ち会うことができる。
 - 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立会いの結果、市が、整備施設の改修・建設状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。かかる是正要求において、市は、是正を求める理由及び是正内容を事業者に通知する。
 - 5 事業者は、工事監理者が求める整備施設の検査又は試験の内容を、市に対して事前に書面により通知する。市は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
 - 6 市は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、整備施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事の中止等)

第37条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、市は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡予定日を変更することができる。
- 3 市は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者に生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。但し、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第12章又は第13章に従う。

（備品等の設置業務）

第38条 事業者は、本事業関連書類に従い、整備施設の機能及び性能を満たし維持管理・運営業務を実施するために必要な備品及び消耗品（以下「備品等」という。）を調達し、整備施設に設置しなければならない。

- 2 事業者は、調達予定の備品等のリストを作成し、事前に市の承認を得るものとする。
- 3 事業者による備品等の調達については、買取（購入）方式で調達することを基本とするが、リース方式による調達に客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと認められる場合には、市の事前の承認を得てリース方式により調達することも可能とする。

（事業者による完成検査）

第39条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、整備施設の改修・建設にかかる完成検査を行う。

- 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の完成検査を行う14日前までに、完成検査を行う旨及びその予定日を通知する。
- 3 市は、事業者に対し、整備施設の完成検査への立会いを求めることができる。但し、市はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査においては、整備施設が要求水準を満たしているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、完成検査における市の立会いの有無にかかわらず、完成検査の結果を、速やかに当該検査結果に関する書面の写しを添えて、市が定める様式の完成届とともに市に提出する。

（市による整備施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付）

第40条 市は、事業者から前条に基づく完成届（前条第4項の規定に基づき、完成検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。以下において同じ。）を受領した場合、受領後14日以内に速やかに工事完成確認を行う。

- 2 市が、工事完成確認の結果、本施設が本事業関連書類に定められた水準を満たしていないと判断した場合、事業者に対し、補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。かかる補修、改造、改善に係る費用は、すべて事業者がこれを負担する。
- 3 工事完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、工事完成確認を実施する。
 - (2) 工事完成確認は、設計図書等及び本事業関連書類との照合により、これを実施する。
 - (3) 整備施設、機器・備品等の試運転等は、市による工事完成確認前に事業者がこれを実施し、その結果を市に対して書面により報告する。市は、かかる試運転等に立ち会うことができる。整備施設、機器・備品等の試運転等は、事業者の責任及び費用負担によりこれを行う。
 - (4) 事業者は、試運転等とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

- 4 市は、工事完成確認の結果、各整備施設が本事業関連書類に定められた水準を満たし、本事業契約に従った維持管理・運営業務を開始することが可能であると判断した場合には、事業者に対して、遅滞なく工事完成確認通知書を交付する
- 5 市は、工事完成確認通知書の交付を理由として、整備施設の設計又は建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、工事完成確認通知書の交付を理由として、第42条に定める契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(整備施設の引渡し)

第41条 事業者は、工事完成確認通知書を受領した後、市が定める様式による目的物引渡書を市に交付し、各整備施設の本引渡予定日において各整備施設を市に引き渡し、各整備施設の所有権を市に取得させる。事業者は、整備施設について、担保権その他の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 市は、整備施設又は事業者により整備施設内に設置された備品等（以下この条において「整備施設等」という。）が本事業契約及び本事業関連書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完又はこれに代えてもしくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつその履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その契約不適合の程度に応じてサービス購入料（施設整備業務）の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス購入料（施設整備業務）の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 整備施設等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、市が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 市は、引き渡された整備施設等に関し、それぞれ引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 4 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 市が第3項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 市は、第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をることができる。
- 7 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 9 市は、整備施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、

- この限りでない。
- 10 引き渡された整備施設等の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 11 整備施設等に契約不適合がある場合、市は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 12 事業者は、建設企業をして、市に対し、本条による修補又は代替物の引渡しによる履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約の締結日後速やかに、大要別紙6の様式による保証書を差し入れさせる。

(工期の変更)

- 第43条 市が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、市は、事業者との協議により、当該変更の当否を定める。但し、市と事業者との間の協議が調わない場合、市は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(整備施設の引渡し遅延による費用負担)

- 第44条 各整備施設の引渡しが、事業者の責めに帰すべき事由により、各整備施設にかかる本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、各整備施設にかかる本引渡予定日から現実に各整備施設が市に引き渡された日までの期間（両端日を含む。）について、各整備施設にかかるサービス購入料（施設整備費）相当額（但し、施設整備業務に関し、事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除く。）に、第103条に準じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める本引渡予定日時点における割合で計算した遅延損害金を市に支払う。

第4節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

- 第45条 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、工事監理者を配置しなければならない。

(工事監理業務計画書及び工事監理業務報告書の提出)

- 第46条 事業者は、各整備施設の本工事に着手する前までに、本事業関連書類の定めるところに従い、工事監理業務に係る業務計画書を作成して市に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、工事監理業務の実施中において、本事業関連書類に従い、工事監理業務にかかる月報及び年度業務報告書を作成し、月報については翌月10日までに、年度業務報告書については毎事業年度終了後60日以内に市に提出しなければならない。

第5章 開業準備業務

(開業準備業務の実施)

- 第47条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、開業準備業務を行うものとし、開業準備業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、開業準備業務を、本件提案において開業準備業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。
 - 3 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに、第1期事業者からの引継ぎ及び開業準備等の全体を総合的に把握し調整を行う開業準備業務総括責任者を設置しなければならない。

- 4 開業準備業務総括責任者は、維持管理・運営業務を実施する企業が直接雇用する正社員から専任するものとするが、本施設への常駐は必須としない。なお、開業準備業務総括責任者は、運営業務総括責任者と兼務することができる。

(開業準備業務計画書の提出)

第48条 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った開業準備業務計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、開業準備業務計画書を変更する場合は、その内容について事前に市の承認を得なければならない。

(マニュアルの整備・更新)

第49条 事業者は、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他の維持管理・運営業務実施に当たり必要となるマニュアルを作成して市に提出し、各本施設の維持管理・運営業務開始の30日前までにその内容について市の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項のマニュアルを変更する場合は、市と協議を行い、市の承認を得なければならない。

(業務報告書の提出)

第50条 事業者は、本事業関連書類に従い、各本施設の開業準備業務に関する業務報告書を作成し、各本施設の開業準備業務終了後30日以内に市に提出しなければならない。

第6章 維持管理・運営業務

第1節 総則

(指定管理等)

第51条 市は、法令等及び本事業契約に基づき、事業者に本施設の管理を代行させる。

- 2 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第52条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理・運営業務（但し、物品販売・飲食業務及び自主運営事業を除く。）とする。

- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類に定める条件に従い、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、維持管理・運営業務を遂行する責任を負う。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理・運営業務を開始することはできず、市に対し、当該業務に係る対価の支払い又は費用の求償を求めることはできない。

(手続規定等の遵守)

第53条 事業者は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び川越市行政手続条例（平成9年川越市条例第3号）の行政庁として法令等の規定に基づいた指定管理を行うとともに、同条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続にあたっては、川越市聴聞規則（平成6年川越市規則第38号）に則った、適切な手続を行う。

- 2 事業者が、行政手続法第2章及び川越市行政手続条例第2章に規定する審査基準、標準処理期間並びに同法第3章及び同条例第3章に規定する処分基準を変更する場合には、予め市と協議する。

(利用者等に対する指導)

第54条 事業者が本施設の管理にあたり、利用者等に対して指導を行う場合については、川越市行政手続条例第4章の規定の趣旨に則った対応をとる。

(総括責任者、業務責任者及び業務担当者)

第55条 事業者は、維持管理業務を総合的に把握し調整を行う維持管理業務総括責任者及び運営業務を総合的に把握し調整を行う運営業務総括責任者を定め、各本施設の維持管理・運営業務開始の30日前までに市の承認を得なければならない。維持管理業務総括責任者又は運営業務総括責任者を変更する場合も同様とする。

- 2 維持管理業務総括責任者及び運営業務総括責任者は、各々が担うべき役割を確実に行うことができる限りにおいて、それぞれ維持管理業務にかかる業務責任者及び運営業務にかかる業務責任者を兼務することができる。
- 3 事業者は、維持管理業務の内容に応じて維持管理業務に係る業務責任者を、運営業務の内容に応じて運営業務に係る業務責任者をそれぞれ配置するものとし、各本施設の維持管理・運営業務開始の30日前までに市の承認を得なければならない。業務責任者を変更する場合も同様とする。

(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)

第56条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。市は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。
- 3 前項にかかわらず、本施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用は、市がこれを負担する。

(本施設に係る光熱水費の負担)

第57条 事業者は、維持管理・運営業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等は自己の責任と費用で調達しなければならない。

(市による説明要求及び立会い)

第58条 市は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、維持管理・運営業務について、隨時その説明を求め、市が必要とする書類の提出を請求し、又は本施設において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、かかる市の要求に対して最大限の協力をを行わなければならない。

- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本施設の維持管理及び運営状況が、本事業関連書類又は業務計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第90条に規定するモニタリングの手続に従う。
- 3 市は、必要に応じて、本施設の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
- 4 市は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、本施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第2節 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

第59条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を行うものとし、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、維持管理業務を、本件提案において維持管理業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(維持管理業務基本計画書の提出)

- 第60条 事業者は、維持管理業務開始の3か月前までに、維持管理・運営期間中の共通計画として、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った維持管理業務基本計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、原則として維持管理・運営期間にわたり維持管理業務基本計画書の内容を変更しないものとする。なお、維持管理業務基本計画書の内容の変更を必要とする場合は、速やかに変更案を市に提出し、事前にその内容について市の承認を得なければならない。

(年度業務計画書の提出)

- 第61条 事業者は、維持管理業務を実施する各事業年度の開始日（初年度については維持管理業務の開始日）の30日前までに、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った維持管理業務にかかる年度業務計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項の年度業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を市に提出し、事前にその内容について市の承認を得なければならない。

(長期修繕計画書等の提出)

- 第62条 事業者は、維持管理業務の開始後の2か月以内に、市が合理的に満足する様式及び内容の維持管理・運営期間中の本施設に係る長期修繕計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、本施設の劣化状況等を踏まえ、維持管理業務の開始後5年ごとに長期修繕計画書の内容を更新し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、事業期間終了の3年前までに、市が合理的に満足する様式及び内容の事業期間終了後の本施設の修繕・更新等の必要性に関する次期修繕提案書を作成して市に提出しなければならない。また、事業者は、事業期間終了の1年前に、次期修繕提案書について、時点修正を行った改訂版を市に提出するものとする。

(業務報告書の提出)

- 第63条 事業者は、本事業関連書類に従い、維持管理業務に関する日報、月報及び年度業務報告書を作成し、月報は翌月の10日（同日が開庁日以外の場合は翌開庁日）までに、年度業務報告書は毎事業年度終了後60日以内に、それぞれ市に提出しなければならない。

(本施設損傷時の取扱い)

- 第64条 本施設の利用等に起因して本施設が損傷等した場合、市の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合（なお、本施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、本施設利用者の故意、重過失もしくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、又は帰責者不明の人為的な損傷等については、本条における不可抗力には含まれない。）を除き、事業者が自らの責任及び費用負担において、必要な修繕等を行わなければならない。ただし、事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない。
- 2 不可抗力により、本施設の修繕等が必要となった場合の取扱いは、第13章の規定に従う。

(事業期間終了時の引継ぎ業務)

- 第65条 事業者は、本事業関連書類に従い、事業期間の終了時において、本施設のすべてが本事業関連書類で要求される性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態を基準として、本施設を市に引き渡さなければならない。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容される。
- 2 事業期間終了後に次期事業を実施することとなった場合は、次期事業者が維持管理・運営を円滑かつ支障なく遂行できるよう、事業者は、事業期間終了の180日前から維持管理・運営業務に関して必要な事項を市及び次期事業者に説明するとともに、引継ぎに必要な各種台帳、マニュアル、その他の資料を提供する。
- 3 市が事業者に支払うサービス購入料によって事業者が取得した備品等は、事業期間終了時

に、市と協議のうえ、市又は市の指定する者に引き継ぐものとする。事業者の持ち込み備品については、事業期間終了時に、事業者の負担において撤去するか、また市と協議のうえ市に無償譲渡するものとする。

第3節 運営業務

(運営業務の実施)

- 第66条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を行うものとし、運営業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、運営業務を、本件提案において運営業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(運営業務基本計画書の提出)

- 第67条 事業者は、運営業務開始の3か月前までに、維持管理・運営期間中の共通計画として、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った運営業務基本計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、原則として維持管理・運営期間にわたり運営業務基本計画書の内容を変更しないものとする。なお、運営業務基本計画書の内容の変更を必要とする場合は、速やかに変更案を市に提出し、事前にその内容について市の承認を得なければならない。

(年度業務計画書の提出)

- 第68条 事業者は、運営業務を実施する各事業年度の開始日（初年度については運営業務の開始日）の30日前までに、市が合理的に満足する様式及び内容の本事業関連書類に従った運営業務にかかる年度業務計画書を作成して市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項の年度業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を市に提出し、事前にその内容について市の承認を得なければならない。

(業務報告書の提出)

- 第69条 事業者は、本事業関連書類に従い、運営業務に関する日報、月報及び年度業務報告書を作成し、月報は翌月の10日（同日が開庁日以外の場合は翌開庁日）までに、年度業務報告書は毎事業年度終了後60日以内に、それぞれ市に提出しなければならない。

(利用料金等)

- 第70条 市は、運営業務開始の〔6〕か月前までに、本施設の利用料金その他本施設の運営に必要な事項を本条例で規定する。
- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として本施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。また、提案教室事業の参加者から得る参加料も自らの収入とする。
- 3 事業者は、物価の変動、近隣の類似施設等の状況等を勘案し、利用料金が不適当となった場合は、本条例の見直しを視野に使途協議することができる。
- 4 市は、隨時、自らの費用により、利用料金の出納状況等について、事業者に対し監査を実施できる。

(物品販売・飲食業務及び自主運営事業)

- 第71条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従って、必要な市の許可を得て、本施設の一部において物品販売・飲食業務を実施する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従って、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、本施設の一部を有効活用して自主運営事業を実施することができる。
- 3 物品販売・飲食業務及び自主運営事業から得られた収入は、事業者の収入とする。なお、物品販売・飲食業務及び自主運営事業は独立採算とし、運営業務と物品販売・飲食業務及

び自主運営事業はそれぞれ経理を区別して管理しなければならない。

- 4 事業者は、自主運営事業の実施にあたっては、事業の内容や実施日・回数等について事前に市の承認を得なければならない。
- 5 事業者は、運営業務にかかる年度業務報告書の提出に合わせ、自主運営事業に関する報告書を毎年度市に提出しなければならない。

(自主運営事業の一部又は全部の終了)

- 第72条 事業者は、自主運営事業の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、本施設の維持管理及び運営が困難となることが見込まれる場合、これを市に通知する。
- 2 前項の通知を受けた場合、市は、自主運営事業の継続について事業者と協議を行った上、市の判断により、業務の停止を命令した上で、事業者による自主運営事業の一部又は全部を終了させることができる。
 - 3 前項の規定は、市が、事業者の行う自主運営事業が、本件提案又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

第7章 民間収益事業（任意）

(民間収益事業)

- 第73条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、民間収益事業を行うものとし、民間収益事業に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、民間収益事業を、本件提案において民間収益事業を実施する者として指定された企業をして実施させる。
 - 3 民間収益事業の運営は独立採算とし、民間収益事業から得られる収入は事業者の収入とする。なお、民間収益事業は他の業務と経理を区別して管理しなければならない。
 - 4 市は事業者に対して民間収益事業に対するサービス購入料の支払を行わず、民間収益事業に関する一切の費用を負担しない。
 - 5 事業者は、民間収益事業にかかる公園整備用地の使用については、都市公園法に基づく設置許可を受けなければならない。設置許可に係る使用料については、条例の定めるところにより算出した使用料以上で事業者が提案する金額とする。なお、使用料は原則として3年ごとに見直しを行い、必要に応じて改定するものとする。
 - 6 事業者は、民間収益事業にかかる事業報告書（収支決算書を含む。）を作成し毎年度市に提出しなければならない。

第8章 サービス購入料の支払い

(サービス購入料（統括管理業務）)

- 第74条 市及び事業者は、事業者の遂行する統括管理業務に関し、直接にサービス購入料を支払わないことを確認する。

(サービス購入料（施設整備業務）の支払)

- 第75条 市は、事業者の遂行する設計・建設業務に関し、別紙7に従って算定される金額を、別紙7記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス購入料（施設整備業務）として支払う。
- 2 サービス購入料（施設整備業務）の支払額は、物価変動に伴い、別紙7記載の方法に従って改定される。
 - 3 施設整備業務に関し、本事業関連書類に定める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は、当該事項が改善されるまでの間、サービス購入料（施設整備業務）の支払を留保することができる。市が本項に基づき支払を留保している間の利息は、これを付さない。

(サービス購入料（開業準備業務）の支払)

- 第76条 市は、事業者の遂行する開業準備業務に関し、別紙7に従って算定される金額を、

同記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス購入料（開業準備業務）として支払う。

（サービス購入料（維持管理・運営業務）の支払）

- 第77条 市は、事業者の遂行する維持管理・運営業務に関し、別紙7に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス購入料（維持管理・運営業務）として支払う。
- 2 前項にかかわらず、サービス購入料（維持管理・運営業務）の支払額は、別紙7記載の方針に従って改定される。

（サービス購入料の減額及び改善勧告）

- 第78条 第90条に基づくモニタリングの結果、維持管理・運営業務に関し、本事業関連書類に定める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は、別紙8に定める手続に基づいて、事業者に対し、改善勧告をなすとともに、所定の方法で減額ポイントを計上し、サービス購入料（維持管理・運営業務）の減額等を行うことができる。また、この場合、市は必要と認める場合には、サービス購入料（維持管理・運営業務）の支払を留保することもできる。
- 2 事業者が市に提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、当該虚偽の記載がなければ市が前項の規定に従って減額し得た金額を、これに第103条に準じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める当該業務報告書の提出日時点における割合で計算した遅延損害金を附加して返還しなければならない。

第9章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第1節 契約期間

（契約期間）

- 第79条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。
- 2 事業者は、前項に定める契約期間中、本施設を、本事業関連書類に定められた水準を満たす状態に保持する義務を負う。

第2節 整備施設引渡し前の契約解除等

（整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 第80条 本事業契約の締結日以後、整備施設の全部の事業者から市に対する引渡しまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が本事業関連書類に定められる水準を満たしていない場合の手続は、第90条の定めに従う。
- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が本事業関連書類に定められた水準を満たしていない場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても各整備施設にかかる本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないと。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、各整備施設にかかる本引渡予定日までに当該整備施設が完成しないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
- (6) 市に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

- (7) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本事業契約解除の申し出があったとき。
- (9) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき（基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含む。）。
- (10) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人ならびに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本事業契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本事業契約にかかる下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本事業契約が解除された場合、市は、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 整備施設の全部の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市が支払うべきサービス購入料（施設整備業務）（但し、サービス購入料（施設整備業務）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1に相当する金額を

違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 5 前項の場合において、第92条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、整備施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 8 前項の場合において、市が整備施設の出来形部分を買い受けない場合、事業者は、市と協議の上、自らの費用と責任により、整備施設の買い受けられない部分及びそれにかかる事業用地を原状に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を第103条に準じて計算した利息を付して返還する。

（整備施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第81条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から市に対する引渡しまでの間ににおいて、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から60日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、本事業契約が解除された場合、市は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により整備施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用を負担する。

（整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等）

第82条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から市に対する引渡しまでの間ににおいて、第93条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により整備施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号により本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

(整備施設引渡し前の不可抗力による契約解除等)

第83条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から市に対する引渡しまでの間ににおいて、第94条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力にかかる事由の発生により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者及び事業者の株主と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により、本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号により本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

第3節 整備施設引渡し以後の契約解除等

(整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第84条 本施設の引渡し以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が、本事業関連書類に定められる水準を満たしていない場合の手続は、第90条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り(事業者が本事業関連書類に定められた水準を満たしていない場合を含む。)、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても各整備施設にかかる本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
- (4) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
- (5) 市に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (6) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算

- 手続開始その他の倒産法上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (7) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本事業契約解除の申し出があったとき。
- (8) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき（基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含む。）。
- (9) 事業者が第80条第1項第10号のいずれかに該当したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本事業契約が解除された場合、市は、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 市は、第2項第1号による本事業契約の解除後も、整備施設の所有権を有する。
- 5 第2項第1号により市により本事業契約が解除された場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス購入料(維持管理・運営業務)の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 前項の場合において、第92条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 7 第80条第6項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 8 市は、履行済みの業務にかかるサービス購入料の残額と、前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後のサービス購入料の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(整備施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)

- 第85条 事業者は、整備施設の全部の引渡し後において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知のうえ、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 市は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 市は、第1項による本事業契約の解除後も、整備施設の所有権を有する。この場合において、市は、履行済みの業務に係るサービス購入料の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(整備施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)

- 第86条 整備施設の全部の引渡し以後において、第93条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。
- (1) 市は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 市は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当する履行済みの業務に係るサービス購入料の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

(整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)

- 第87条 整備施設の全部の引渡し以後において、第95条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力にかかる事由の発生により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者及び事業者の株主と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
- (1) 市は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 市は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当する履行済みの業務に係るサービス購入料の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

第4節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

- 第88条 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(業務受託者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんに

かかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る本施設を維持管理・運営するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第89条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等（すでに完了した修繕等及び予定していた修繕等を含む。）については、事業者がこれを負担するものとし、市が負担すべきものがある場合には市が負担する。本条は第84条乃至第88条の場合に適用があることを確認する。

第5節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第90条 市は、要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙8の規定に基づき、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙8に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを市の負担とする。
- 4 事業者は、本事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。

第10章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第91条 事業者は、市に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する株式会社であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を市に対して誓約する。
 - (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、市の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 市の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織変更を

- 行わないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

第 11 章 契約保証金

(契約保証金)

- 第92条 事業者は、市に対し、契約保証金として、本事業契約の締結の日に、サービス購入料（施設整備業務）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス購入料（施設整備業務）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の 10 分の 1 以上を預託する。市は、整備施設の全部の引渡し後に、かかる契約保証金を事業者に返還する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が自己の責任及び費用負担において、市または事業者を被保険者とし、サービス購入料（施設整備業務）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス購入料（施設整備業務）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は工事請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。この場合、事業者又は工事請負人等は、本事業契約の締結日に、かかる履行保証保険契約の写しを市に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険金請求権の上に、第 80 条第 4 項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は、事業者がこれを負担する。
- 3 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は整備施設にかかる最終の本引渡予定日まで（但し、当該本引渡予定日が延長された場合は延長期間を含む。）とする。

第 12 章 法令変更

(通知の付与及び協議)

- 第93条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本事業を実施することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなつたときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、市及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にすることを努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本事業の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 90 日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

- 第94条 法令等の変更により、本事業につき事業者に合理的な増加費用もしくは損害又はその双方が発生した場合、当該増加費用もしくは損害又はその双方の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙 9 の定めに従う。
- 2 法令等の変更によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス購入料から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス購入料の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市が

サービスサービス購入料の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第13章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第95条 事業者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本事業の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第96条 不可抗力により、本事業につき事業者に合理的な増加費用もしくは損害又はその双方が発生した場合、当該増加費用もしくは損害又はその双方の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙10の定めに従う。不可抗力により本業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

- 2 不可抗力によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス対価から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス対価の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市及び事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第14章 その他

(公租公課の負担)

第97条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス購入料及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

(疑義についての協議)

第98条 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(融資団との協議)

第99条 市は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（市が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができる。

(秘密保持)

第100条 本事業契約の各当事者は、本事業又は本事業契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本事業契約に基づく守秘義務の対象としないことを承認した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本事業契約の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本事業契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 4 本条の規定は、本事業契約終了後もなお有効に存続する。

（個人情報の保護等）

第101条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）その他個人情報の保護に関する全ての関係法令等を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してははらない。

- 2 事業者は、市の定める個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持し、これを維持する。
- 3 事業者は、工事請負人等又は業務受託者等に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該工事請負人等又は業務受託者等に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者、工事請負人等若しくは業務受託者等が前3項の義務に違反したこと、又は、事業者、工事請負人等若しくは業務受託者等の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

第15章 雜則

（請求、通知等の様式その他）

第102条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の定めに従う。
- 3 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（延滞利息）

第103条 市又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第

991号)に定める履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(協力義務)

第104条 事業者は、事業期間中、本施設の周辺にて実施されることのある公共工事等について市が合理的に必要な協力を求めた場合、市と協議の上、これに協力する。

(準拠法)

第105条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第106条 本事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以下余白

別紙1 用語の定義

1. 維持管理・運営期間

各本施設において維持管理・運営業務を実施する以下の期間を総称していう。但し、各本施設における維持管理・運営業務が本事業契約の解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日までの期間をいう。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 温水利用型健康運動施設 | 令和9年4月1日～令和24年3月31日 |
| (2) 既存公園施設 | 令和9年4月1日～令和24年3月31日 |
| (3) 新設公園施設 | 【令和11年4月1日】～令和24年3月31日 |

2. 維持管理業務

本施設の維持管理に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書及び本件提案による。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 公園施設保守管理業務
- (4) 備品等保守管理業務
- (5) 一般施設環境衛生管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 芝生・植栽維持管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 修繕・更新業務
- (10) 事業期間終了時の引継ぎ業務

3. 維持管理・運営業務

維持管理業務及び運営業務を総称していう。

4. 運営業務

本施設の運営に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書及び本件提案による。

- (1) 総合管理業務
- (2) 施設管理業務
- (3) 各種教室等の実施業務
- (4) 送迎バス運営業務
- (5) 災害時初動対応業務
- (6) 物品販売・飲食業務
- (7) 自主運営事業（任意）

5. 温水利用型健康運動施設

本事業により改修される温水利用型健康運動施設をいい、詳細は要求水準書及び本件提案による。

6. 開館準備業務

本施設の開館準備に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書及び本件提案による。

- (1) 第1期事業者からの引継ぎ業務
- (2) 維持管理・運営業務開始に向けた準備業務
- (3) 利用料金及び利用規則の決定業務
- (4) 広報業務
- (5) 開業準備期間中の新設公園施設整備予定地の維持管理・運営業務
- (6) オープニングセレモニーの実施業務

7. 既存公園施設

温水利用型健康運動施設に隣接する既存公園施設をいい、詳細は要求水準書及び本件提案による。

8. 基本協定書

本事業に関し、市と構成員との間で令和8年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）

9. 協力企業

構成員でないものであって、本事業にかかる業務の一部をPFI事業者から直接受託し、又は請け負う者として本件提案に協力企業として記載されている者である●●及び●●をいう。

10. 建設企業

事業者から直接施設整備業務を受託し又は請け負う者である●●をいう。

11. 構成員

事業者に株主として出資を行う企業であって、本事業にかかる業務の一部を事業者から直接受託し又は請け負う者として本件提案に構成員として記載されている者である●●及び●●をいう。

12. 構成企業

構成員及び協力企業を総称している。

13. サービス購入料

本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し市が支払う対価をいい、サービス購入料（施設整備業務）、サービス購入料（開業準備業務）及びサービス購入料（維持管理・運営業務）の総称をいう。なお、サービス購入料の詳細は、別紙8に記載のとおりである。

14. 社会保険等未加入建設業者

次に掲げる義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

15. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、維持管理・運営期間の終了日である令和24年3月31日（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合は当該終了の日）までの期

間をいう。

16. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。但し、当初の事業年度は、本事業契約の締結日から当該事業年度の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

17. 事業用地

本事業の用に供される土地をいい、詳細は募集要項等による。

18. 自主運営事業

本事業の実施に資する事業であって、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、本施設の一部を有効活用して事業者の独立採算により行われる事業をいい、詳細は要求水準書及び本件提案による。

19. 施設整備業務

整備施設の改修・建設に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書及び本件提案による。

- (1) 温水利用型健康運動施設の設計業務
- (2) 温水利用型健康運動施設の改修業務
- (3) 新設公園施設の設計業務
- (4) 新設公園移設の建設業務
- (5) 工事監理業務
- (6) 備品等の設置業務

20. 新設公園施設

本事業により新たに整備される新設公園施設をいい、詳細は要求水準書及び本件提案による。

21. 整備施設

施設整備業務の対象となる温水利用型健康運動施設及び新設公園施設を総称してい。

22. 統括管理業務

本事業の統括管理に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書及び本件提案による。

- (1) 統括マネジメント業務
- (2) 総務・経理業務
- (3) 事業評価業務

23. 指定管理者

地方自治法(昭和22年法律第67号、その後の改正を含む。)第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分にかかる市の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

24. 本件提案

本事業の事業者選定手続により優先交渉権者として選定された●●グループが市に提出した本事業の実施にかかる提案書類一式、提案書類に関する市からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明又は補足として同グループ又は事業者が本事業契約の締結日までに市に

提出して受理されたその他一切の資料をいう。

25. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、疫病その他の公衆衛生上の事態又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

26. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

27. 募集要項等

令和7年●月●日付で公表された、本事業に係る募集要項、要求水準書、基本協定書（案）及び事業契約書（案）並びにその他の本事業を実施する事業者の選定手続に関して市が公表し又は事業者に提示した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）をいう。

28. 募集要項等に関する質疑回答

募集要項等に関する質問に対する市の回答書の総称をいう。

29. 本工事

建設業務にかかる工事をいう。

30. 本事業

PFI法に基づき、市が特定事業として選定したなぐわし公園整備運営事業をいう。

31. 本事業関連書類

募集要項等、募集要項等に関する質疑回答、基本協定及び本件提案の総称をいう。

32. 本事業契約の締結日

本事業契約の仮契約が川越市議会の議決を経て本契約となった日をいう。

33. 本施設

温水利用型健康運動施設、新設公園施設及び既存公園施設の総称をいう。

34. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

35. 本条例

本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める川越市都市公園条例（平成17年条例第25号）並びに同各条例に付随・関連する規則その他の細則（同各条例に基づきなされる市の議決（本事業に關係するものに限る。）を含む。）を総称している。

36. 本日程表

別紙2記載の本事業に係る日程表をいう。

37. 本引渡予定日

本日程表に記載される、各整備施設が市に引き渡される予定の日をいう。

38. 民間収益事業

事業用地の一部を有効活用して事業者が整備する民間収益施設により行う独立採算の事業をいい、詳細は要求水準書及び本件提案による。

39. 要求水準書

本事業に関し令和 7 年●月●日に募集要項とともに公表された要求水準書及びその別紙(その後の変更を含む。)をいう。

40. P F I 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。)をいう。

別紙2 本日程表

[提案に基づき記載]

別紙3 事業者が加入する保険

1. 施設整備業務の実施中の保険

[提案に基づき記載]

2. 維持管理・運営業務実施中の保険

[提案に基づき記載]

別紙4 土地無償貸付契約の様式

川越市（以下「使用貸人」という。）と〇〇〇〇（以下「使用借人」という。）は、なぐわし公園整備運営事業における事業契約書（以下「本事業契約」という。）第16条の規定に基づき、使用貸人が行政財産として所有する本書末尾記載の土地（以下、「貸付用地」という。）に関し、以下のとおり土地使用貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いられる用語は、本契約において特に定義されたものを除き、本事業契約において定義された意味を有する。

（使用目的）

第1条 使用貸人は、使用借人に對し、本契約及び本事業契約に定める条件に従い、使用借人の責任及び費用において、貸付用地上に新設公園施設を建設し、これを使用貸人に取得させることを目的として、貸付用地を無償にて貸与し、使用借人は、かかる目的のためにこれを借り受ける。

（指定用途）

第2条 使用借人は、貸付用地を、善良な管理者の注意をもって、前条記載の使用目的のとおりの用途に自ら使用する。使用借人は、使用貸人の事前の書面による承認を得ないで、その用途を変更してはならない。

2 使用借人は、貸付用地を、本事業契約に定める条件に従い、新設公園施設の建設業務の遂行に必要な範囲内で、工事請負人等に使用させることができる。

（貸借期間）

第3条 契約は、本契約締結の日からその効力を生じ、第1条の使用目的の達成により終了する。第1条の目的を達成することができない客観的且つ明白な事情が生じたことについて使用貸人及び使用借人が合意した場合も同様とする。

2 項の規定にかかわらず、本契約は、第8条に規定する事由が生じたときに了する。

（貸付用地の引渡し）

第4条 使用貸人は、第3条第1項に規定する貸借期間の初日に、貸付用地を現状有姿にて使用借人に引渡す。

（契約不適合責任）

第5条 使用借人は、本事業契約第18条第3項の規定による場合のほか、貸付用地について契約不適合責任その他一切の責任を負わず、使用借人は貸付用地の瑕疵等を原因として使用借人に生じた損害、損失及び費用（第三者からの請求によるものを含むものとし、以下、「損害等」という。）が生じた場合であっても、使用貸人に對し、損害賠償その他補償等の請求をすることはできない。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 使用借人は、第2条第2項に定める場合を除き、使用貸人の事前の書面による承認を得ないで、貸付用地を第三者に転貸し、又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

（保全管理義務等）

第7条 使用借人は、善良な管理者としての注意をもって、貸付用地の維持、保全及び管理に務めなければならない。

2 使用借人は、貸付用地が天災その他の事由によって損壊した場合には、直ちに、当該損壊が生じた貸付用地の維持、保全及び保安のために必要かつ適切な措置を講じる。この場合の

費用・損害等の負担については、本事業契約の定めに従う。

(本契約の終了)

第8条 使用貸人は、使用借人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、本契約は、本事業契約が終了した場合には、当然に終了する。使用借人が、本事業契約に基づく事業者としての地位を喪失した場合も、同様とする。但し、市が、本事業契約に基づき、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を市が選定した第三者へ譲渡させた場合、使用借人は、使用貸人が認める条件で、使用借人の本契約上の地位を、当該第三者に譲渡する。

(原状回復)

第9条 使用借人は、貸付用地の明け渡しに際し、本事業契約に定める範囲で原状回復義務を負担する。

(損害賠償)

第10条 使用借人は、本契約に定める義務を履行しないことにより、使用貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用)

第11条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて使用借人の負担とする。

2 使用借人は、本事業契約の規定による場合のほか、貸付用地の明け渡しに際し、理由のいかんを問わず、使用貸人に対し、本施設その他の造作（工事請負人等その他の第三者の費用負担で設置したものを含む。）の買取り又は費用（撤去費用、明渡費用、保険料、営業権、その他の必要費又は有益費（名目の如何を問わない。）を含む。）の支払を請求することができない。

(補則)

第12条 本契約と本事業契約との間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約の解釈が本契約の解釈に優先する。

2 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、使用貸人と使用借人が協議の上、これを定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

2 本契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙5 設計図書

基本設計図書

実施設計図書

別紙6 保証書の様式

【建設企業】（以下「保証人」という。）は、なぐわし公園整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する、【事業者】（以下「事業者」という。）が川越市（以下「市」という。）との間で締結した令和●年●月●日付事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて事業者が市に対して負担する本保証書第1条に記載の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条（保証）

保証人は、本事業契約第42条に基づき事業者が市に対して負う契約不適合責任その他の債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の市に対する債務がすべて履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争（調停を含む。）は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和●年●月●日

保証人： []
代表取締役 []

別紙7 サービス購入料の構成及び支払方法等

[募集要項及び本件提案に従い作成する。]

1. サービス購入料の構成
2. サービス購入料の支払い方法
3. サービス購入料の支払いスケジュール
4. サービス購入料の改定方法

別紙8 モニタリング、サービス購入料減額及び契約終了に至る流れ

[募集要項に従い作成する]

別紙9 法令変更による増加費用の負担割合

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等 の制定・改正の場合	100%	0%
消費税に関する変更 (なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合はサービス対価の改定を行う。)	100%	0%
①及び②以外の法令等の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者もしくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記にかかわらず、自主運営事業及び民間収益事業に関して法令等の変更により事業者に増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

別紙 10 不可抗力による増加費用の負担割合

1 施設整備業務

施設整備業務の実施中に不可抗力が生じ、施設整備業務に関する事業者に損害（ただし、事業者の逸失利益は含まない。以下本別紙10において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、累計で、サービス購入料（施設整備業務）の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 統括管理業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務

統括管理業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務の実施中に不可抗力が生じ、これらの業務に関する事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料（統括管理業務）、サービス購入料（開業準備業務）及びサービス購入料（維持管理・運営業務）の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 自主運営事業・民間収益事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により自主運営事業及び民間収益事業に関する事業者に損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。